

職員団体との交渉議事要旨

(開催日時)

令和4年3月28日(月) 14:04～15:00(56分)

(開催場所)

札幌開発建設部 4階2号会議室

(出席者)

当局側(札幌開発建設部)

石川 伸(札幌開発建設部長)、村越 慶次(札幌開発建設部次長)

飯田 修司(職員課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合札幌支部)

高久保 陽一(執行委員長)、片山 勝範(副執行委員長)、

横内 智子(書記長)、高野 智行(執行委員)

(議題)

【2022年統一要求書及び2022年春闘札幌支部職場要求書関係】

当部における超過勤務の縮減について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた事項について回答

(要旨)

(職員団体)

今年度の超過勤務の状況について聞かせてもらいたい。

(当局)

札幌開発建設部全体としては対前年比で減少傾向にある。

令和3年度の超過勤務の業務内容としては、入札契約事務、設計積算業務、夜間工事監督、令和3年4月の大雨による国道231号の法面崩壊及び令和4年2月の記録的大雪による自治体支援等の突発的な災害対応などである。

(職員団体)

組合としては、テレワーク時のサービス残業があるのではないかと考えている。

テレワーク時の勤務時間管理が不十分ではないか。

(当局)

テレワーク時の超過勤務は原則として命じないこととしているが、やむを得ず超過勤務を命じる場合には、職員からの事前申告・事後確認を徹底するなど、職員とコミュニケーションを図りながら適切な勤務時間管理に努めるよう管理者を指導していき

たい。

(職員団体)

再任用短時間勤務職員が超過勤務を行っている実態があるが、原則、超過勤務を命じないことになっているのではないか。

(当局)

契約部門において、4、5月に新・旧年度の事務処理の輻輳のほか、会計実地検査の事前準備が加わるなど極めて多忙な状況にあったことから、特例的に超過勤務を命じたところである。

しかしながら、再任用短時間勤務職員の超過勤務については、勤務時間が短く定められている趣旨に十分留意しているところであり、特に臨時又は緊急に業務を処理しなければならない場合を除き、原則、超過勤務は命じないこととしており、管理者にもその旨、繰り返し指導している。

今後も超過勤務を命じることがないように、業務分担の見直し等、引き続き管理者を指導していきたい。

(職員団体)

組合員からは、管理者の超過勤務実態の把握が不十分であるとの声がある。

超過勤務縮減策はもちろんだが、管理者がしっかりマネジメントするよう指導を徹底してもらいたい。

(当局)

超過勤務については、各職場の管理者の責任において、職員の健康状態等を勘案し、業務上の必要性を判断して命じているところである。

また、超過勤務を命ずるに当たっては、職員とのコミュニケーションを図りながら、職員の状況を十分把握した上で、適切な業務の進行管理や勤務時間管理に努めるよう、引き続き管理者を指導していきたい。

※文責は札幌開発建設部当局（今後修正があり得る）

冒 頭 回 答

当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、職員のワークライフバランスを実現する上で、重要な課題であり、引き続き、職員の意識改革を含む働き方改革に取り組む必要があると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行、フレックスタイムなど効率的な働き方の促進等により、超過勤務の縮減に努めているところである。

また、超過勤務を行う場合には、人事院規則等に定められた上限時間を踏まえるとともに、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分留意するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。